

海上工事施工管理技術者認定資格失効者の資格回復措置について

1.資格失効者の資格回復措置について

海上工事施工管理技術者認定資格においては、資格者が常に知識や技術の研鑽に努めていただくことを期待し、有効期間内で所定の継続教育単位を取得した方が更新できることとなっています。一方、何らかの事情等で所定の単位に満たなかった方は、5年間の有効期間の末日をもって資格を失効することになっていました。

近年、国土交通省が発注する港湾工事などで、本資格保有者が総合評価の加点対象となるなど、資格者が活躍いただく機会が増えつつある中、人出不足や業務多忙の関係などで継続教育の達成が困難であるという声があり、また、他の同種資格においても、失効者の救済措置が設けられていることなどを勘案し、この度、海上工事施工管理技術者認定制度運営委員会（平成27年1月19日開催）における審議を経て、海上工事施工管理技術者資格認定制度に関する規程（以下、「同規程」という。）を改定し、以下のような資格の回復措置を設けることとなりました。

昨年4月に最初の失効者（平成21年度資格取得者）が出ており、今回はこれらの方々を含め、今年4月の失効見込み者（継続教育未達成者）を救済するものであり、関係の方々には、是非、本制度をご活用いただくことを願っています。

2.資格回復措置について

継続学習ポイント不足による失効者が、失効後1年間に、次のどちらかの措置を満足し、申請を行うことによって、資格を回復することができます。

回復措置（その1）【同規程 第26条の2 1】

- ・資格の有効期間内または失効後二次試験申し込みまでの間に海上工事の実務経験を有すること。
- ・失効した翌年度（ただし、平成26年3月31日に資格を失効した者については、平成27年度）の同じ資格分類の二次試験に合格すること。

回復措置（その2）【同規程 第26条の2 2】

- ・資格失効前の有効期間内に取得した継続教育ポイントに加え、失効後1年間（ただし、平成26年3月31日に資格を失効した者については、失効後2年間）において取得した継続教育ポイントとの合計が、200ポイントを満足すること。
- ・その後、技術報告書（海上工事施工技術報告書または海上工事施工関連技術報告書のどちらか）を提出し、適切と判断されること。

なお、資格回復後の当該資格の有効期間は、本来の更新が行われた場合の有効期限（平成32年3月31日、ただし平成26年3月31日に資格を失効した者については平成31年3月31日）までとし、その後の資格の継続教育の単位については、資格回復後からのものが新たに積算されることとなります。

3.本制度の実施時期

- ・平成27年1月19日（月）から

4.関連スケジュール

①平成27年度 2次試験申込み時期

- ・平成27年10月12日（月）～10月25日（日） 2次試験受験申込み
- ・平成27年10月12日（月）～10月25日（日） 経験論文提出
- ・平成27年10月下旬 受験票を送付（面接試験の日時が記載されたもの）
- ・平成27年11月中旬～12月初旬のうち1日 2次試験（面接）
- ・平成28年1月29日（金） 合格発表

②平成27年度 技術講習会（予定）

- | | | | |
|-----------------|-------------|---------------|--------------|
| （春）札幌：5月16日（土） | 東京：6月6日（土） | 大阪：5月30日（土） | 福岡：5月23日（土） |
| （秋）東京：10月24日（土） | 高松：10月3日（土） | 名古屋：10月17日（土） | 那覇：10月31日（土） |

※：技術講習会の受講は、何度でも可能です。

5.問い合わせ先

上記についてのお問い合わせは、次にお願いします。

（一財）港湾空港総合技術センター 審査・認定部 電話：03-3503-2939

継続学習について

「継続学習」は、学習単位「ポイント」として整理されます。「継続学習」の認定項目とポイントの関係を、下表に示します。

表「継続学習」の認定項目とポイント

種 別	認 定 項 目				ポイント数	備 考	
A	施工経験	業務従事実績	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内の公共工事、民間工事および外国での海上工事の施工に直接的に関わる技術業務の従事者。 公共工事の発注者側で監督あるいは検査業務に従事者。 <p>○認定資格分類の工事は、ポイントは1.5倍</p>		業務従事期間が6ヶ月超	40ポイント	技術者がその工事に従事したことの証明 ・元請け工事の場合 CORINS登録工事：登録の控えを添付 上記以外：所属長・会社の証明書を添付 ・下請け工事等の場合は、所属長の証明書を添付
			同 3ヶ月以上 6ヶ月未満	30ポイント			
			同 3ヶ月未満	20ポイント			
B	施工技術の報告実績	施工した工事、業務の報告書の提出			提出	20ポイント (1件につき)	AとFの経験に限る
C		「施工技術報告集」への掲載技術的に優れた内容の報告とし、「施工技術報告集」に掲載			掲載	20ポイント (1件につき)	「施工技術報告集」に掲載時に加点
D		SCOPE「施工技術報告会」での発表			発表	30ポイント (1件につき)	報告会発表時に付与
E		SCOPE「施工技術報告会」の聴講			聴講	10ポイント (1件につき)	参加証明書を添付
F		海上工事関連の業務報告書の提出			提出	20ポイント (1件につき)	工事施工関連部署での業務実績証明書を添付
G	継続学習	下記団体等が開催する講習、研修会 ・国土交通省港湾局 ・国土交通省地方整備局 ・国土交通省国土技術政策総合研究所 ・地方公共団体 ・(独)港湾空港技術研究所 ・(一財)沿岸技術研究センター ・(一社)寒地港湾技術研究センター ・(一社)海洋調査協会 ・(一社)日本埋立浚渫協会 ・(一社)日本海上起重技術協会 ・(一社)日本作業船協会 ・(一社)日本潜水協会 ・(一社)日本建設業連合会 ・日本港湾空港建設協会連合会 (上記団体等の海上工事に関し開催した場合に限る。) ・(一財)港湾空港総合技術センター			参加	10ポイント (1件につき)	出席及び講習・研修の内容が確認できる書類を添付
H		下記団体の資格所有者 ・(公社)日本技術士会 ・(公社)土木学会 ・(公社)日本コンクリート工学会 ・(一社)建設コンサルタント協会 ・(一社)日本環境アセスメント協会 ・監理技術者講習を実施している機関			資格更新	10ポイント (1団体についてのみ)	期間内の資格更新記録(証明書)を添付
I		○上記団体での技術論文の掲載 ○土木工事関連誌に技術論文の掲載			掲載	30ポイント (1件につき)	掲載された論文等をPDFに変換して添付
J	技術講習	① 技術講習会 ② 受講報告書		受講	60ポイント	技術講習会の受講について、一回限りとしない。	
				提出	40ポイント		

総合評価での導入状況

整備局等名	導入の状況	導入の時期	加算点	加算合計点	対象工事の難易度	平成25年度工事件数	備考
東北地方整備局	海上・空港資格	H25年	1~2点	40~60点	施工能力評価型、S型(WTO除く)	9	コンクリート技士又は主任技士と同等
関東地方整備局	海上・空港資格	H26年	1点	40~60点	チャレンジ型除く(WTOは不明)	—	
北陸地方整備局	海上・空港資格	H25年	1~2点	30~60点	施工能力評価型、技術提案評価型(WTO除く)	15	
中部地方整備局	資格の記載無し		---	----	----	—	
近畿地方整備局	海上資格 (空港は現在直轄工事なし)	H25年	1~2点	40~60点	技術提案評価型(WTOを除く)、施工能力評価型	12	企業能力と技術者能力で加点
中国地方整備局	海上・空港資格	H25年	1点	40点	施工能力評価型	14	
四国地方整備局	海上・空港資格	H26年	5~25点	135~155点	施工能力評価型、技術提案評価型(S型)	—	企業評価で加点
九州地方整備局	海上・空港資格	H21年	1~2点	50~70点	技術提案評価型(A型)、技術提案評価型(WTO型)を除く	27	技術士と同等
沖縄総合事務局	資格の記載無し		---	----	----	—	
北海道開発局	資格の記載無し		---	----	----	—	

(平成27年1月実績)

※：東京航空局、大阪航空局では、空港工事資格を総合評価の加算点とした試行工事が実施されている。